

さいたま市中央区告示第1号

住民基本台帳法施行令（昭和42年9月11日政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を削除したので、同条第4項の規定に基づきこれを告示する。

令和8年3月12日

さいたま市中央区長 天野明紀

1 該当者

- 次の表のとおり

氏名	住民票上の住所	職権消除年月日
中野 歩惟	さいたま市中央区鈴谷8丁目8番31-207号	令和8年3月12日
嵯峨 愛美	さいたま市中央区大戸4丁目20番14-301号	令和8年3月12日
林田 陸	さいたま市中央区下落合6丁目12番8号フ ァインキャッスル302号	令和8年3月12日
鈴木 伸一郎	さいたま市中央区上落合4丁目8番5号	令和8年3月12日

2 連絡先

- 担当 さいたま市中央区役所区民生活部区民課
- 電話 048(840)6034